

平成 29 年 10 月 30 日  
消 費 者 庁

特別用途食品の表示許可に関する通知の一部改正案に対する  
意見募集の結果について（概要）

消費者庁では、「特別用途食品の表示許可等について」の一部改正案を公表し、広く国民の皆様から御意見を募集いたしました。

提出された御意見について、以下のとおり概要を取りまとめましたので、お知らせいたします。

概要の取りまとめでは、今回の意見募集とは関係しない御意見などについては取り上げておりません。

1. 意見募集期間：平成 29 年 9 月 12 日～平成 29 年 10 月 11 日
2. 意見提出方法：電子メール、ファックス又は郵送
3. 寄せられた意見総数：5 件
4. 寄せられた意見の概要と意見に対する考え方：別紙のとおり

## 「特別用途食品の表示許可等について」（消費者庁次長通知）の一部改正案に対する御意見及び御意見に対する考え方

御意見	御意見に対する考え方
<p>本規定を設ける必要が生じた前提は、「許容範囲を相対差に限定してしまうと低濃度において極めて小さな許容範囲になってしまう一方で、必ずしも実際の含有量のバラツキの要因は含有量に比例して小さくなる訳ではない。そのため低濃度においては含有量に比例しないバラツキ要因をコントロールして許容範囲に収めるのが極めて困難になる」という点にあるものと理解しています。案では「低含有等」としてありますが、この「等」は将来起き得る他の場合の余地を残しただけであって、現時点で低含有以外の場合が具体的に想定されているわけではないと考えて良いでしょうか。</p>	<p>栄養成分等を一定値で管理することが技術的に困難な場合の例として「低含有等」としてありますが、低含有以外の場合も想定されます。</p>
<p>値の分布が正規分布に従う場合には、「平均値±2標準偏差」で約95%の区間をカバーできます。しかし、今回想定されているような「低含有」の状況においては、分布の片側が0（又は定量下限）で区切られることから値は正規分布に従わない可能性が大きくなります。今回の前提の下では「平均値±2標準偏差」は例示として適当ではないように思います。</p>	<p>御意見ありがとうございました。今後の参考にさせていただきます。</p>
<p>値が正規分布に従ったとして「平均値±2標準偏差」の場合、（統計上の理屈だけを言えば）全体の5%は範囲からはみ出ることにならないでしょうか。食品表示基準の下では、上限下限で表示した場合は、その範囲を超えた場合は食品表示法違反になってしまいます。例えば食品表示基準の適否を判定するための公定法（「食品表示基準について」別添）にも統計学的根拠に基づく試料採取法を規定し、複数の検体の試験結果によって適否を判定する内容とすれば、本件例示に沿っている表示が、食品表示法違反になる可能性を極めて小さくすることができ、両立できると考えます。よって、本改正時点では「平均値±2標準偏差」は例示として盛り込まず、将来、食品表示基準に係る検査法の整備等と併せて改めてかかる例示を追加すべきだと思います。</p>	<p>御意見ありがとうございました。今後の参考にさせていただきます。</p>

<p>科学的かつ合理的なものであれば認めて良いのではないかと思われた。</p>	<p>御意見ありがとうございました。</p>
<p>食品等も含む商品の多くについては、OEM 的な流通をさせる事で、小規模メーカーが作った製品を異なる名称の販売者が売っている事が多いが、小規模メーカーは名称を変えたり住所を変えたりという事も多くあるので、(本意見募集の対象とは異なる部分に対する意見となるのではあるが、) 特別用途食品に関する申請書様式等においては、行政及び市民による製造者の調査の際における利益に供するために、法人の場合においては法人番号を記載させる事にしていただきたく思う (13 桁の法人番号が記載されたゴム印一つ (又は PC 上でのコピー&amp;ペースト) で法人番号の記入を行う事ができるが、それによって社会が得られる利益は大きいと考える。)</p>	<p>御意見ありがとうございました。今後の参考にさせていただきます。</p>